平成２９年（フ）第１５０号
栃木県宇都宮市下岡本町2412番地１　ジュールフェリエ213、前住所埼玉県さいたま市南区松本１丁目10番５―508号
債務者　須藤　隆昭
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５１号
栃木県宇都宮市下岡本町2412番地１　ジュールフェリエ213、前住所埼玉県さいたま市南区松本１丁目10番５―508号
債務者　須藤　　遥（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５９号
栃木県日光市今市1181番地７、前住所栃木県日光市大室1830番地172
債務者　渡邉　孝直
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２７号
静岡市清水区蜂ヶ谷206番地の11　ヴェルドミール202
債務者　池田久美子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６３号
静岡県焼津市五ケ堀之内564番地の１サンフォレストＢ101
債務者　中塚　勇人
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７８号
静岡市駿河区用宗４丁目１番25―303号
債務者　永原　新一
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７９号
静岡市駿河区用宗４丁目１番25―303号
債務者　永原　征子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４３号
岡山県玉野市宇野８丁目17番27号　井戸口コーポ201号、旧住所香川県香川郡直島町676番地１
債務者　高尾美保子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２９７号
東京都世田谷区尾山台２丁目７―17　中島方102
債務者　上田　眞弓
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３１４号
東京都小平市たかの台３―７―203
債務者　高槻　良太
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３１５号
東京都葛飾区亀有５丁目48―15―304
債務者　手塚　邦治
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３１６号
東京都葛飾区鎌倉３丁目46―１　ストークハイツＢ102
債務者　大山　和子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３４８号
東京都杉並区上荻２丁目40―９―501
債務者　豊田美智子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３５５号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目35―16―105
債務者　倉林　勇太
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３５７号
千葉県千葉市稲毛区小仲台９丁目11―４―102
債務者　関根由梨子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部